

## 補助対象型別の保育児童数の算定について

### 1 補助対象児童数の算定方法

各月において15日以上保育した職員の児童（未就学児）を、補助対象型別に定められた保育児童数として算定します。

ただし、保育日数15日未満の児童（未就学児）については、次の換算式で算定した上で補助対象型別に定められた保育児童数の算定に含めることができます。

#### 換算式

$$\begin{aligned} & (\text{保育児童1人当たりの換算数}) = \\ & (\text{各保育日数15日未満の児童の月間延保育日数}) \div (\text{実際の月間延開所日数}) \end{aligned}$$

例) その月において1日あたり8時間、20日間開所した保育所において、

- ・ 15日以上保育した児童数 3人
- ・ 10日間保育した児童数 1人
- ・ 5日間保育した児童数 4人

である場合、保育日数15日未満の児童数を換算すると、

$$(10日) \div (20日) = 0.5 \quad (5日) \div (20日) = 0.25$$

であるから、これに15日以上保育した児童数を加算すると、

$$3 + 0.5 + (0.25 \times 4) = 4.5 \text{人} \rightarrow \text{補助対象A型}$$

### 2 補助対象施設の種別について

各月における保育児童数の年間の平均によって求めた数が4.0人以上であれば、各月において4人未満であっても、補助対象A型となります。

ただし、各月において4人未満の月が6ヶ月以上に達する場合は、当該補助対象型に該当しないものとします。補助対象A型特例、B型、B型特例についても、同様の考え方とします。

※ 例)

① 4～10月（7ヶ月） 保育児童数 5人

11～3月（5ヶ月） 保育児童数 3人の場合

$$\{(5人 \times 7ヶ月) + (3人 \times 5ヶ月)\} \div 12ヶ月 = 4.2人$$

4人未満の月が5ヶ月間あるが、年間平均が4人以上の為 → A型

②4～10月（7ヶ月） 保育児童数4人  
11～3月（5ヶ月） 保育児童数3人  
 $\{(4人 \times 7ヶ月) + (3人 \times 5ヶ月)\} \div 12ヶ月 = 3.6人$   
年間平均が4人未満の為 → A型特例

③4～9月（6ヶ月） 保育児童数5人  
10～3月（6ヶ月） 保育児童数3人  
 $\{(5人 \times 6ヶ月) + (3人 \times 6ヶ月)\} \div 12ヶ月 = 4.0人$   
年間平均4人以上だが、4人未満の月が6ヶ月あるため → A型特例

※ ただし、年間の平均を算出する際の端数処理については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めることとする。